

IV 講演

① 『大学入試センター試験における受験特別措置について』

大学入試センター
事業第一課長 青山 和明

大学入試センター、事業第一課長の青山でございます。皆さん、こんにちは。

本日は、本セミナーにお招きいただきましてありがとうございます。また、大学入試センター試験の管理運営に当たりまして皆様方には日頃からご支援をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

私からは、大学入試センター試験における受験特別措置と私どもでは呼んでおりますが、身体障害者等の方に対するいろいろな措置についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、資料といたしまして、画面のほかに、20年度試験でございますが、特別措置者数の一覧と、センター試験における受験特別措置で、どのような措置が行われているのかというものをペーパーでそれぞれご用意させていただいております。また、受験案内の別冊という冊子がございますが、こちらが特別措置を受ける方に配布をしているものでございます。受験案内とは別でございますので、本日皆様方のお手元に配布をさせていただいております。これらを適宜織り交ぜながらご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、センター試験の受験特別措置を受ける方の受験までの流れでございます。こちらの画面にございますように、大きく分けまして8項目に分かれております。まず受験案内という冊子がございますが、それに加えまして、ただいまご紹介いたしました受験案内の別冊を入手していただきます。概ね9月上旬から配布をいたします。今年度の場合ですと9月1日から配布をしております。それを入手しまして、提出書類に記入いただきまして、診断書を入手していただくことになっております。この2点をご用意いただきまして、3番目でございますが、10月上旬から出願をしていただくという行為が発生します。

その出願で手続きを取っていただきまして、書類の不備がないという後に、私どもから確認はがき

をお送りいたします。これは高等学校の方には高等学校を通じて配布をさせていただくわけでございます。既卒者の方は直接ご本人の手元に確認はがきを送ります。ここで、受験特別措置というものの内容が登録されているかということを確認していただきます。もしない場合には申し出ていただくことになるわけでございます。

ここまでの事前作業がすべて整ったところで、大体12月上旬になりますが、受験票を私どもから送付いたしますので、その受験票にも同様な内容が書かれております。

さらに受験票を送りました後に、6番目でございますが、身体障害者等受験特別措置決定通知書を私どもからお送りいたします。これで措置内容がすべて記載された書類が受験者の手元に送られていくという手順でございます。

その後でございますが、問い合わせ大学との打ち合わせと書いてございますが、これはその方が実際に試験を受けられる大学、試験場となる大学と打ち合わせを行っていただくことになってございます。例えばアレルギーをお持ちの方ですと、当初予定した試験室で大丈夫かとか、いろいろな環境面、こういったものについて打ち合わせをしていただくこととなります。

最後でございますが、8点目といたしまして、1月の第3週にセンター試験を受けていただく、こういう流れになってまいります。

そこで、先ほど申し上げました受験案内でございますが、これは9月上旬から配布をいたします。これは21年度試験用でございます。配布場所はセンター試験の利用大学と全国学校案内資料管理事務センターで配布いたしますので、先ほどの受験案内、別冊と違う形態で入手していただくということになります。受験案内の別冊は当センターに請求をいただいて入手をしていただくことになっております。

志願票でございますが、これはちょっと見づらくて申し訳ないのですが、実はこの志願票が受験案内に盛り込まれていますが、ここに受験特別措置を必要とするかどうかという欄がございますので、この受験特別措置が必要な方は必ずここに記入をしていただくことが必要になってまいりますので、この点はお間違えのないようにご記憶いただければと思います。

先ほど申し上げました確認のはがきでございますが、これにつきましては、登録内容を確認していただくわけでございますが、誤りがあった場合には必ず赤ボールペンで修正していただきまして、す

みやかにご返送いただくことになっております。また、所定の期日、大体11月の上旬でございます。

この時期に届かない場合にはセンターにご連絡をいただく流れになっております。

そこで、受験特別措置を受けられる方の障害の種類でございますが、大きく分けまして6点に分かれております。まず視覚障害でございます。それから、聴覚障害、肢体不自由、病弱、その他いろいろとあるわけでございますが、発達障害などもこれらに分類してございます。それから、あまり皆様方に耳慣れないものだと思います。イヤホン不適合というのがございまして、これはリスニングに特化したものでございまして、私どもで使いますリスニングのICプレーヤーのイヤホンが耳に合わないという方がいらっしゃいます。その場合には、必ずイヤホン不適合ということで、ヘッドホン、または小型のイヤホンなどの貸与を希望するということをやっていただくシステムになっております。これら6項目をそれぞれ私どもで障害の種類として大別をしているわけでございます。

そこで、それぞれの障害の措置でございますが、本日お配りいたしましたこの受験案内の別冊を合わせてご覧いただきたいと思っております。

こちらの2ページと3ページのところから障害別の措置内容を記載させていただいております。

まず、アの視覚の障害でございます。こちらにつきましては、その表にございますように、点字による教育を受けている方が1つは中心になってまいります。こういった方に対しましては、点字解答で許可をするわけでございますが、試験問題も点字の試験問題をそれぞれ用意いたします。

試験の時間でございますが、通常の一般受験者の1.5倍に時間を延長いたします。さらに、音の出るタイプライターなどをお使いになる方がいらっしゃいますので、試験室は一般受験者とは別室にいたします。このような措置を行います。

試験室で用意されるものでございますが、そこに3点書いてございます。こういったものを用意いたしまして、また数学、理科だけは別のものを用意していただくものが枠内に記載したものでございます。

さらには、右側でございますが、特別措置の今申し上げましたもの以降で入り口までの付添者の同伴ですとか、こういったものを許可いたします。

また、右側の3ページのところでございますが、リスニング、これは英語のみにおいて措置する事項として、試験時間と、それから音声聴取の方法が異なっております。これは右側でございますよう

な連続方式と音を止める方式、これをそれぞれ選べるというやり方で私どもは対応させていただいております。したがって、自分の障害に合ったやり方で解答方式が選択できるというわけでございます。さらに、音声聴取はCDプレーヤーで監督者が操作いただくという形になってまいります。

点字以外でございますが、下側の表のところの①から③まで分類をさせていただいておりますが、視力によりまして異なってまいります。それぞれ文字解答という形で試験時間を1.3倍にするものと、そういう措置をしないということを私どもで審査をさせていただきます。したがって、視覚障害と申しましても、点字とそれ以外、文字解答で回答する方法に大別をいたします。

この文字解答で回答される方は、拡大の問題冊子なども、その欄外に書いてございますが、用意をさせていただいております。通常の冊子を1.4倍に拡大した冊子でございます。

この問題冊子でございますが、通常、昨年の試験までは明朝体での表記で記載をさせていただいたわけでございますが、今後、私どもではこれをゴシック体に改良するということを計画してございます。こちらは関係者の方からの声をいろいろとお伺いいたしまして、ゴシック体のほうが視野狭窄の方などによろしいというご意見を多数いただきましたので、そのように改善を図ることを予定しております。

これらが簡単でございますが、視覚障害関係でございます。

次に、4ページと5ページのところに聴覚障害の関係を記載させていただいております。

聴覚障害の方は、大きく分けまして、両耳の平均聴力レベルで大別をいたします。この聴覚の60デシベル以上の方につきましてはまたさまざまな措置を行うわけでございますが、措置する事項は4ページにございます。右側5ページのリスニングに関しまして通常と異なることがございます。1番上のポツにございます注3と書いたところでございますが、重度の難聴者等のリスニングは、リスニングを受験することが困難という場合にはリスニングの試験を免除するというやり方をいたします。この免除された方の情報でございますが、ご本人さんたちに不利にならないように、大学にはこの方はリスニングは免除をされたという情報を提供いたします。

この5ページの注4をごらんいただきますと、音声聴取の方法、いろいろな形を取れるように私どもでは配慮しているつもりでございます。

また、注5にございますように、CDプレーヤーから直接聞くというようなこともございます。リ

スニングに関しましてはかなりいろいろと障害に見合った対応をさせていただいているところでございます。

なお、このリスニングで特別な免除等を受ける場合がございますが、必要な提出書類が右側の欄にございますが、そこに※がございますように、この免除を申請いただく場合には状況報告書というもの、つまりこの方が通常、学校の授業でどのような形態で授業を受けられているのかというようなものを記載いただいた報告書を私どもに診断書とあわせてちょうだいすることになっておりますので、この点もぜひご記憶いただければと思っております。

続きまして、肢体不自由関係でございますが、6ページと7ページをご覧いただきたいと思っております。これはかなりいろいろと分かります。それぞれの症状によりましていろいろと分かれてくるわけでございますが、特記的なところを申し上げますと、表の下から2つ目のところ、体幹または両上肢の機能障害の著しい方でございますが、代筆解答というものがございます。これは他の者がその受験者に代わりまして代筆する、解答などを受け持つというものでございます。こういった措置を私どもで行っているわけでございますが、さらに、注4のところでございます。下から2つ目でございますが、代筆解答での試験時間の延長に関することを記載させていただいておりますが、この中で、2行目にございますが、数学に限りましては、試験時間を1.3倍の者でありましても1.5倍にするということがございます。これは特例でございます。これは審査の上でそのような措置を決定いたします。通常の1.3倍だけで統一しているものではないという状況でございます。

それでは、8ページと9ページに移らせていただきます。4点目の病弱でございます。病弱に関しましては症状が個人個人異なっております。ここには概要的なものをお示ししているわけでございますが、これらにつきましても後ほどごらんいただければと思っております。それぞれの症状によりまして対応はかなり異なっておりますので、個別に私どものほうにお願いいただく際に希望するものをそれぞれ記載していただくというようになってございます。

次のオのその他のところでございますが、こちら先ほど申し上げました発達障害等もこちらに含まれているわけでございますが、その他の範囲も非常に広うございまして、なかなか私ども、いつもこの配慮には苦慮しているところでございます。これらにつきましては、後ほど課題のところでも触れさせていただきます。

イヤホン不適合に関しましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。これは毎年私ども、大きく頭を悩ましている1つでございます。

10ページ、11ページで、皆様なかなかこれは普段触れられないことだと思っておりますので、リスニングにおける試験時間の延長方式についてここに記載をしております。連続方式というのはどういうものか、また音止め方式とはどういうものかということに記載させていただいております。試験を受けられる受験者がこのような流れで受けるということをぜひ音止め方式などに関しましてはご記憶いただければ幸いです。

また、13ページに参りますと、受験特別措置における試験時間延長をする場合の試験の時間割を記載させていただいております。1.3倍と1.5倍、一番右側に一般の試験時間があるわけですが、ご注意くださいのは、欄外の注のところでございます。リスニングの時間の関係でございますが、リスニングは実は通常の試験では30分間が解答時間でございますので、1.3倍の場合には40分に延長されるという仕組みになってございます。試験時間自体は、説明時間を含めまして、リスニング、第1日目の外国語のところをご覧くださいますとお分りいただけますが、右側、網掛けの部分でございますが、60分となっておりますが、実際の解答時間は30分でございますので、この30分を1.3倍、1.5倍に延長するという形になってございますので、ぜひこれも参考にさせていただければと思っております。

次に、14ページと15ページにそれぞれの記入いただく例を記載しているわけですが、ぜひ皆様方をお願いをさせていただきたいのは、ここにいろいろな症状をできるだけ詳しくお書きいただきたいと思っております。ここが曖昧ですと、私どもは書類審査で行いますので、内容がわからないということがよくございます。そのときには必ず問い合わせをさせていただきますが、なかなか連絡が取れないということもございますので、ぜひこの中に書いてあります注意事項をお読みいただき、ご指導いただければと思っております。

17ページをご覧くださいと思います。17ページに先ほど触れさせていただきました受験特別措置の決定通知の見本を出させていただいております。この枠内の中ほどのところですが、受験特別措置の決定事項がここに記載されて、通知をされることになってございます。現段階におきましては、別室、または試験時間延長、こういったものが認められなかった方に対しましては、これ

を送る前に事前に電話でご連絡をさせていただいているところがございます。こういったことも今後継続するかどうかを含めまして現在検討中でございますが、なかなかそこでご納得をいただけないという例が正直言ってございまして、私ども、センター試験の場合、およそ50～60万相手に対処をしなければならないということで、どうしても公平性の観点、または医学的な証明、これがないとなかなか許可をできないという実情もございまして、100%、すべてが受験者が申し出れば許可になるというものではないということにはぜひご記憶をいただければと思っております。

これ以降にも、文字・チェックの解答方法ですとか、いろいろとございますが、本日皆様方にご覧いただきましたものは、実際に受験者が手に取って提出いただく書類でございます。後ろのほうには診断書もそれぞれの障害別に記載がございますので、こういったものが提出されるということをごぜひこの場をお借りいたしまして皆様方にもご紹介をさせていただきました。

続きまして、21年のセンター試験から変更するものでございますが、こちらは先ほど申し上げました視覚障害の関係、ゴシック体に変更する予定で今準備を進めております。また、22年の試験からの変更予定ですが、イヤホンの不適合を先ほど来から私は強調しておりますが、これはリスニングに限ってでございます。事前に申請をしない場合には、当日の特別措置はしないということを今計画しております。これは身体障害者等とはちょっと異なる要素はございますが、必ず事前に申請をするというのがルールでございますので、これを必ず22年から守っていただこうと思っております。後ほどご覧いただく資料にその理由が分かるようにしてございます。

先ほど申し上げました受験特別措置決定でございますが、ここに流れを記載させていただきました。まず出願がございまして、出願受付がありまして、3番目でございますが、私ども当センターの中に受験特別措置検討委員会というものがございます。これは医師を含めまして、障害別に申請内容を審査いたします。ここで1.3倍の試験時間、または点字受験等々認めるかというようなことを審査いたします。この審査内容に基づきまして、私どもの親委員会の実施方法委員会というものがございますが、これは各大学、高等学校関係者等で構成をされた委員会でございますが、ここで最終的に措置内容を決定いたします。その後、申請の一部不許可、例えば試験時間の延長が認められない、こういった方に対しまして電話で連絡をさせていただきます。その後、もう間もなく今年度は届くわけでございますが、先ほど申し上げました決定通知書を受験者に送付させていただく手順になってございます。

したがいまして、この3番のところ、特別措置検討委員会でございますが、視覚障害の専門家、聴覚障害、または医師の方等々がこの中でお一人お一人から出された審査内容を審査いたします。これに基づきまして私どもでは特別措置を決定しているということをぜひ皆様方にはお知らせをさせていただきたいと思っております。

次に、出願後の受験特別措置ということがあるのを皆様方にご紹介させていただきます。

出願後に、例えば怪我をしたとか、病状が悪化した、いろんなケースがございます。その場合には、新たな特別措置が必要となる場合がございます。したがいまして、出願は10月の中旬で終わるわけでございますが、その後も特別措置があるということはぜひご記憶をいただきたいと思います。

ここには一例を書かせていただきました。この場合には、こういう希望がある場合は受験票、医師の診断書、これは新たなものでございます。こういったものを持参の上、問い合わせ大学、これが試験会場となる大学でございますが、こちらに申請をしていただきます。そうしますと、その大学さんのから私どもセンターの方に、こういう方から申請があったという照会がまいります。そこで先ほどご覧いただきました委員会で審査をいたします。その結果で、追加、または不許可、こういった形になってまいりますので、この出願後にもこういう措置があるんだということをぜひ皆様にもご記憶いただきたいと思います。

現在私どもでいろいろな障害に対してきめ細やかな対応をできる限りやっているつもりではございますが、なかなか100%ということにはまいりません。ここに課題を出させていただきました。重複する部分があって申し訳ございませんが、学習障害の関係と発達障害、こういったものでございます。これが今非常に大きな課題になっております。これはどこにどう基準を置くのかということが非常に大きな私どもの課題でございます。個々人に対応というわけにはまいりませんので、一定の基準が必要になっております。また医学的な証明も必要になってまいります。現在私どもではこの点について、まだそういった医学的な証明等があるということをお伺してございません。ぜひまた皆様方のご意見を伺いながら対応を図ってまいりたいと思っております。

また、3点目に書かせてもらいましたが、物質アレルギー、この言葉は私は医師ではないのでわからないのですが、例えば化学物質へのアレルギー、こういった方が最近非常に増えております。一例を申し上げますと、ナッツに触れただけで命にかかわるという例も本当にございます。このような場

合には試験場の設定に大変苦慮いたします。また、監督に当たっていただく監督者の方にも、当日はそういったものは絶対に食べてこないでくださいということも中にはございます。非常に対応が難しい点でございます。

また4点目のイヤホン不適合、これは先ほど申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

学習障害、発達障害、物質アレルギー、これらにつきましては今後の課題として、我々、どのような基準で臨んでいくかということが課題でございます。

皆様方に、参考といたしまして本日お配りしたペーパー、1枚ものでございますが、字が小さくて恐縮でございます。20年度のセンター試験の受験特別措置の許可者数一覧をお配りいたしました。その中で、1番の障害別内訳のところのその他のところでございますが、神経症等というところがございます。右側が19年度の試験でございまして、左側が20年でございますが、この数値だけが前年から大幅に増えているという状況でございます。これは21年度のををお持ちすればよかったのですが、集計が間に合いませんでしたので、前の年のものを本日お持ちしてございます。

今申し上げました神経症のところでございますが、下の細かい表の措置別内訳のその他のところが該当いたします。特に神経症のところ、重度（パニック症候群による別室の設定）、これが右側、19年度と比較いたしますと100人程度増えるという状況でございます。また軽度の方につきましても過敏性の腸の症候群というものが最近増えております。これも2倍まではまいりませんが、1.5倍以上に増えているという傾向がございます。

また、イヤホン不適合は維持をされているわけでございますが、相変わらず当日いきなり手を挙げるという方がいるので苦慮している点でございます。

その他のところの神経症等につきましては年々増える傾向にございます。21年度試験におきましても、これが減ったという情報は得てございません。今私どもでは、ほかのところはそんなに前年と大きな差があるわけではございませんが、これらの神経症等につきましては非常に大きな課題として受け止めているところでございます。

また、もう1枚でございますが、センター試験における受験特別措置の措置例でございます。これはあくまでも措置例でございまして、障害別に記載をさせていただいているわけでございますが、そ

の欄外にございますように、上に書かれております措置につきましては申請に基づきましてセンター内の委員会で審査を行った後に許可をするものでございます。いろいろと細かいものを記載させていただいておまして、さらにこれ以外にもあるわけでございますが、代表的なものを障害別に記載をさせていただいたところでございます。

このように、私ども、できるだけ受験者の希望をかなえてあげたいという気持ちは毎年あるわけでございますが、その一方で、公平性、さらには医師の医学的な証明、こういったものも受験という観点で必要でございます。こういったことですべての要求にお答えできないということもあるということとはぜひご認識をいただければと思っております。

また、個別に措置の決定を受けた後、いろいろとお問い合わせをいただくこともございます。そのようなとき、ぜひ医学的な証明、こういったものがあれば私どもにもお教をいただければと思っておりますので、引き続き皆様方と意見交換をしながら円滑に、また受験特別措置を受ける方が受験をできるだけいい環境で受けられるようにということについて私どもも配慮をしていきたいと思っております。

本日は、このような概略の説明で恐縮でございますが、以上が私からご説明をさせていただきますセンター試験の特別措置の措置事例等でございます。ご清聴ありがとうございました。